京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十六卷　第三號

大正十二年三月一日發行

論叢

サン・シモン派の社會改造哲學及び連帶思想　文學博士　米田庄太郎

加特力教の社會論者に就て　法學博士　田島錦治

階級に就いて　文學博士　高田保馬

基督教文明の發展概論　法學博士　財部靜治

時論

地租論　法學博士　小川鄉太郎

小作調停法案に就て　法學博士　河田嗣郎

說苑

舊岡山藩の社倉法に就て　經濟學士　黑正巖

雜錄

米國研究の必要　法學士　本庄榮治郎

性別年齡別失業統計　經濟學士　岡崎文規

アダム・スミス生誕二百年　法學士　本庄榮治郎

基督教文明の發展概論（五）

財部靜治

一四

開化的優越の一證として、獨逸制につき屢々指摘せらるる一相は、その綿密なる社會立法策にあり。そは普國の父權主義より自然に起れる所にして、加特力教の慈善、及社會主義の喧騒により鼓舞せられし所なり、而して大工業主義への推移に、伴へる諸難局の一部は、この立法のために防がれたり、素より年金給與、健康保險、その他同樣なる仕組が、獨逸のみの新法に非るや眞なり、他の諸國民も亦大工業主義の諸弊を、救ふの諸方策を經驗せり、而も亦經濟自由主義の反動として獨逸有數の經濟學者により、社會改良策又は社會政策提唱せられ、弱者保護、社會全體の福祉增進策を、極力鼓吹せるに負ふ所多かりし、社會立法策を以て、原著者による前記評論の如く一概に普國父權主義の延長視し去るは、之を以て普國官僚制の、手細工視するものと同樣、穩當なりとなし兼ぬとは、吾人の考ふる所なり、これ論文の初めに於て、一言注意する所ありし所以なるが、原著者は右の見地を推し進め、かゝる立法が、毫も階級的特權の根に、觸れざることも眞なりと酷評し、確立されたる一新貴族制統制の下、事實上は農奴制に代るべき、晩近代用物と

なれりと論じたり、右立法により好し、階級特權の根に觸れざりしとするも、その根に宿れる害虫を、抑制せる効果は否定するを得ず、又社會立法により、勞働者の謝恩感念を估ふを得ず、否之により國家への依賴心を、助長したりとは或は說き得べきも、勞働者を農奴の代用物たらしめしもの、國家に非ずして寧ろ資本家たりしことは、注意するの値なり、そは兎も角原著者が、獨逸の社會立法に結合せしむるに、民主的個人主義を以てせんか、その中に一層良好なる、社會統制の胚種を宿すを得んと評論せるは、一顧の値なしとせざるを想ふ。

右開化の社會的事相は、面白き仕方により、英蘭に影響したり、卽ち獨逸の金融的軍事的勢力膨脹のため、結局危險なる一敵手が、舞臺に現はれたりとの承認を、强ひらるるが如き度合に達せるより、社會立法は特別興味を引ける、一物體たるに至れり、かかる場合に普通なるが如くそはその贊成者により、その實價以上に賞讃されたり、かくて金錢及門地に立脚せる貴族の、膨大し行ける威勢下に、永く制肘されたる英の民主的分子は、今や一の特定問題を發見せり、之に對する幾多元素中著しきは、希伯來及基督の理想に關する、新解釋たりしが、そは貧困の排除及世襲的特權の阻止を以て、その目的として誓へる、一政治運動の結晶化に貢献したり、この運動は Lloyd George に、有能なる一指揮者を發見し、遂に幾分か獨逸の立法に近き、社會立法の一系統を立つることに成功し、その間他の諸國の經驗により、變更されたる所あり、此點に關聯し吾

人は曾て評論せることあり、卽ち「一鄕の善政を進めて、一國の善政たらしめずんば、止まざるの概あるは、獨逸勞働紹介發達の狀況なり、而も亦其の反對に、此事項を國家の任務とし、全領土に亘り地方自治行政の助力を得、一般に之を實施せしめんとするが如き、針路も採り得べく、現に又墺に於て之を考案せる者あり、そは兎も角とし、近年に至り、勞働紹介の國家組織を編制し、社會政策上頗る大膽なる企畫を斷行」したりと、かくてその集權組織が、自由を尊重し、民權熾烈にして、自治圓滿の鄕と傳へらるゝ、同國々狀に照し、特に注目すべきものあるを指摘せり（大正六年法學新報所載勞働紹介雜觀參照）而してその經費は閑人階級に對し、特に考案されたる租稅豫算の、方便により課せられたり。

英國の社會立法に於ける經驗が、成功せるや否やは之を判じ難し、蓋しそは今尙その初期にあればなり、されど著しく撓め易き、政治的民主制による經驗の下、獨逸の同種經驗により、示さるゝものに異れる、一異彩を發揮すべきことは、注目さるゝの要あり、卽ちそは民主的統制の下、餘剩利益に財源を仰げる、社會的支出につき、幾分危險なるも興味ある、一經驗に進みつゝあり含意的なる革命の可能が、少くとも一少數黨により呑込まれしことは、勞働黨の名に於て立案されたる、立替へ案により明かにせらる、而も亦英の保守主義は、獨逸の脅威去られたる今日、右の制度に對する一反動を惹起し、之を以てチユートニツクの一弊と、尤もらしく刻印することも

やあらん、されど又戰爭の一結果として、英國教育の極めて必要なる一改革は、行はれし結果、此方便のため英蘭が一旦陷ゐれる、危險なる得意より覺醒され、かくて迅速に狹まり行く、輓近世界の活舞臺に於ける、その重き帝國的責任につき、一層眞面目に當ることとなるべきは、期待され得べし。

英蘭に於ける政治的民主制の發展、及獨逸に於ける社會立法の發展は、附隨的に二國間に於ける、敵視を強めたるは、その昔政治的及宗教的相違が、佛蘭西及英蘭間の商業的敵視を、促進せしむるに預りて力ありしと、その趣を同じうす、蓋し英國の威勢により、普及せる政治的民主制は民衆の社會主義的氣質を面前に控へたる、獨逸皇統の利益には、實際の一脅威をなせると共に社會立法は獨逸にありては、全く無害たりしとするも、議會政治の英蘭にては、世襲的富の諸特權に對する、一大脅迫たりき、政治的民主制と社會立法とは、何れもそれ自體獨立のものとしては財産の特權を土臺とせる國民組織につき、少しもその土臺を危うせしむることなしとするも、或は差支なからん、されど両者結合せるより、無資産者による執政の指揮下に、一の社會立直しを迫れり、かくて獨は自から英を以て、開化の一脅威視すべしと、考ふるに至り、英國の利益を代表せる一部の徒は、最近の戰爭により、世界をして民主制、そは勿論經濟的民主制の、意味によれるもののために、利益せるよりも、かかる民主制の禍より、世界を免かれしむべしと、眞面目

に主張し得たり。

一五

米國は他の何れの國よりも、多分一層堅固に、その社會組織の土臺を、財産及契約に關する、古代の倫理觀念におきたり、この事情を生める理由は、その國憲が産業革命の思想より生れ出て而もそは時恰も充實的大前進に夢中となり、私有財産經濟學理と、民主的自由との一致を、一般に主張せる當時に、際會せるの事實にあり、素より英國も佛國もその時運の成行上、同じ信念の純潔により、幾分か釣込まれたりと雖も、米國は一層强大に、之を確信せる唯一の國なりき、そは發明の才と、自然的富源豐富なる、大地積との二つにより授けられし、未曾有の機會ありしに由るものなり、その結果として經濟的個人主義起り、富の蓄積に對する政府の干渉には、悉く之に不信をおくの風も起され、ために政府の職分を著しく萎縮せしめ、公有を興し又は有功なる規律を施すが如きは、殆んど不可能とせられたり、財産權の神聖は、聯邦主義者により憲法中に書かれ、最高法院長 John Marshall (一七五五——一八三五年)により確立せられ、最高法院の裁可權により、今日に至る迄確認せられたり、今日と雖も工業に於ける尋常賃銀により、資源に對する人口の壓迫を感ぜしめ、實業的私益の避け難き集中が、最早全く隱蔽され兼ぬるが如き、事例に際會するに拘はらず、典型的米人は不治放任的個人主義の、倫理的十全を疑はず。

史上に於て何處にか、米の個人主義に酷似せるを、發見するは難し、從前邊境の諸民族たりしもの、今や一世界勢力の地位に興隆せるが、右諸民族がその根蔕をおきしは、部族的民主制に存したり、素より New England の町集會 town meeting 及大眞なる邊境善隣講 neighborliness の如き、可能的には之が代用と考へられ得べきも、尙是等のものを、個人的財産の蓄積を目的とせる、熱憤に照せば、初めより從位におかれたり、その舊闘の結果は、自己信賴、自發心、適應能力として、その匹儔を見ること稀なるが如きものなりき、之を弱むべき何等の疑問によりても又はイブセン一流の聰明によりても、阻碍さるゝことなき、單純倫理及動機の直接勢力として、米國に世界的卓越を授けんとするの方針により、將來益々その歩を進めん。

米國をして私産經濟學理固執の風を襲ひ、益々之を續行せしむべきことを、助勢すべき他の因子あり、即ち同國にては政治に對する、傳習的憲法的制限あるがために、私企業は社會立法により惹起さるゝ、諸長所の多くを、自力にて擧げつゝあり、割合に重要なる會社中一部のものは、それ自體の年金保險制を有し、それ自體の調査機關、實業教育のための學校を有す、又その私的守衛及探偵を有するがために、それ自體宛然たる一完全國家たり、かくて是等の會社は、その從屬者の利害を賢明に會社自體に纏綿せしめつゝあり、從ひて又此關係を攪亂すべき、政治的需用に對し、鞏固なる一抵抗を加ふるの力あらん、而してかゝる一方略は、傳習的に私的自發心を賴む、

こと、顯には調和するを以て、好成績を擧げつゝあり、そは假令ば英國勞働者の急進主義に對し、米國勞働者の諸首領が、反對の態度を採れるによりても示さる、見るべし米國は社會立法を主として私經營の一事項たらしむることにより、政治的民主制の祟り物たる、黨派爭及人心收攬的指導者の、危險を除き得たるに庶幾し、社會主義的活動の需用に對する、他の一障碍は、米國の諸產業王が諸公共事業に、寄附すること頗る寬大なるの事實にあり。その他又南米及東洋に於ける、產業上放資上膨脹の餘地洪大なること、並に內國に於ても資本に對し、有利なる需用あることを想へば、米國に於ける社會組織の史的一型が、近き將來に於て實質上、變ることなからんとは、正當に期待され得べきに似たり。而も亦右經濟的個人主義の、社會調和的效果に關する樂觀は他の諸國に於て裏切られたるの事蹟に富めり、されば米國の特別事情に立脚せる、原著者の右評論中、一面の眞理を含むことは、之を認むべしとするも、無條件に之を信じ得べきに非ず、現に分業に基づく社會にありては、人々の私慾的行爲の吻合により、社會の調和を生むべしとは、第十八世紀の初葉に「蜂の喩」を、公けにせる Bernard de Mandeville 以來、第十九世紀に於ける主要代表者 Bastiat を初めとし、幾多の學者により唱へられし所なりと雖も、歐洲諸國の實際發達は、此主張に悖ること餘りに顯著なりしがために、更めて之を說く迄もなし、米國とても拜金的個人主義による、社會統制力の跋扈あるがために、社會萬般の發達又調和を、妨ぐるものあ

るは夙に幾多の評論家により、指摘されたる所なり、（本誌本卷五六頁參照）實に經濟學の研究さへも實業家の利益に阿りて、その說を立つるに非ずんば、輕蔑せらるゝの風なしとせず、假りに米國實業家が「經濟學は、人として如何にして富を積むべきかと、いふことのみを敎ゆと、信じ居れりとせんか、その人々は惟ふに、經濟學の結論に就き常に惑なきに至り、全研究を以て不用視するに至らん」とは、J. L. Laughlin が一九〇六年米獨交換敎授として、伯林に於て講演せる中に說ける所なり、（大正八年商業及經濟研究所戰捐稿「米國經濟學史略」參照）又原著者は社會立法を、「私經營の一事項たらしむるを以て、米國の誇りとなしたりと雖も、「勞働立法の原理」共著者の一人たる John B. Andrews は別に宣傳用的に編述せる小冊子、勞働問題 Labor Problems and Labor Legislation. 19 の序言中言へり、「本書中に叙說せる勞働立法は、米國產業のため政府の諸施設を求め、民主的諸標準を發達せしめたる點に於て、一世紀の進步を劃す」と說き、米國社會立法の前途、洋々たる希望に充てるを、確信せるの概あり、加之米國經濟學界の一角には、私經營主義の諸弊を熟知するのみならず、來らんとする社會政策の弊をも豫想して、之を警告せる Laughlin あり、卽ち氏は曰く「講壇社會主義運動の輓近相は、種々の公共施設又は準公共施設の、國有化公有化を目的とするにあり、こは大體に現在吾人により、解せらるゝ弊害より、今尙未知なる弊害に、逃れんとするの一試みに過ぎず」、「エムターアウスポイツング役德分捕の弊、市政より驅除されざる間、公共機關の公有化

を唱ふるは愚なり」と、（前記論文參照）米人中正義又自由の美名を掲げつゝ。對世的又對外的に、內證の私益を射るに巧なる人は、尠からざるに似たり、されど經歷淺からざる右一經濟學者の苦言に對し、正面より之を否認するの、勇氣ある町學者果して幾人かある、否試みに J. A. Hobson が、企業の大合同何故に米國に多きかにつき、說ける所を聞け、卽ち氏はその理由は色々ある中にても、實業界の利害關係に基づき、政治を不正に左右するの力、米國にては歐洲何れの大產業國に於けるよりも、强大なるがために、その大鐵道會社事業會社をして、市及州の特許その他の諸特權を、その掌裡に握らしめ、又多くの法律を蹂躪するも、咎なきを得又公金庫に對する、相當割當ての負擔をも免がれしめたること、その一大事由たりと論じたり、吾人は企業合同のために、勞働者を利せずして寧ろ害することにつき、別に本著者に聽く所あるべきことを、注意すると共に、米國の地位が國際的に高まり來れる今日、曩に國內政治を腐蝕せる財力の魔手は、國際的に擴げらるべきことを認めつゝ、國民の大覺悟を要するものあるを、注意せんと欲す。

米國は國際競爭の紛亂より、脫退せんこと、同國が好し之を希望したりとするも、今は之を達し得ざるべし、從ひて同國は益々世界政治に於ける一因子たるに至らん、數世紀の間英國の富及海軍を中心として、之に集中したる世界勢力の平衡は、將來は合衆國による指導の下、米大陸諸邦の鞏固なる、經濟的一廓をその樞軸とせん。米は人種的開化的相違により、歐米大陸と根本的

*) cf. Hobson, The Evolution of modern Capitalism. New. ed. o 6. p. 205

に分たるゝより、特に米國が英國と協力を續けんか、かゝる調節は來るべき一時の間は安固なる世界秩序を、完うすべきことを期待し得ん、而も亦來らんとする國際的利害の平衡は、その結果最良たりとするも、碎け易き一構造たらんことは、承認さるゝの要あり、重要資源をその有に歸せんとするの目的に出づる、商業競爭により惹起さるゝ、階級敵視及國民的敵視か、深き憎惡を起さしむること、過去に於けると同樣なるべきは、避け難きことたらん、諸國民の聯盟の如き一組織は、望ましきことたりとするも、その如何なる組織によるに拘はらず、私有財產概念及之により齎らさるべき相傳特權の附隨物として固有なる、是等敵視を廢し得ざるべし、米國は金融的一大帝國が、その諸權利の倫理的一承認丈けを、土臺として存立し得べしと、考ふるの誤りには確かに陷ゐらざらん、將來に於ては强き社會主義的一傾向を、有する諸國民起り、夫等の國民と鮮明に資本家本位的なる國民との間、昔時佛英の間に存せるが如き、根柢深き敵視起らんことは、極めて確からしきことたり、原著者はかく列國將來の形勢に關する、一豫想を立つると共に、別に又世には歷代の王朝を戴く國民あり、蓋然的には東洋に於て、急激に膨脹すべき、帝國主義も存せんと說き、過去に於ける獨逸の發達が、如何に迅速にして、列國勢力の平衡を覆へせるかを想はゞ、將來同樣なる事變が、他の一國に起るべきことにつき、無準備に進むは愚なるべしと、主張しつゝ暗に我邦將來の國勢に對し、備ふる時あるべきことを警告せり、明治以來

に於ける我邦西洋化の進運、特に海外に於ける振武の事蹟に眩惑せられ、深くその內情に通ぜざる、一民主國民の評論としては、納得せらるべき點も存すと雖も、退いて內に省み一般開化の內外相違、尙著しきを比較考量し來るときは、かく一大强國視せらるゝの事實に對し、心に疚しき所なきを得ず、世界三大强國の一に擬せらるるの、名ありてその實なきの譏りを、免れんと欲せば、國民として發憤力行すべき方面、數ふる所を知らず、自然の成行上「國民組織の諸型を、變異、鬪爭、及淘汰によるが如く、砲火により驗めしつつあるが如き、國際競爭場裡に處し、水穩之國をして永く安國(ヤスクニ)たらしめんと欲せば、啻に益々歐米列强の長所に學ぶ所あるべきのみならず特に未聞の國際的迫害を受けつつある獨逸國民が、現在何をなし又はなさんとしつつあるかも、深甚に注意する所あるべきなり。(未完)